

平成 19 年 9 月 20 日

京都府行政書士会綱紀委員会  
委員長 宮原賢一

## 「引き続き 2 年以上業務を行わないとき」に関する分析と考察

長期間にわたる会費滞納者である H 会員（平成 8 年度後期分以降の会費滞納により、平成 11 年、同 16 年の 2 回廃業勧告）に関して、本会が業務継続の意思なしとして、登録抹消の申請（19.03.13 京行発第 54 号）を行ったが、日行連（日行連発第 1 4 8 3 号）は「業務継続の意思が無いことの確認には、本人自署・職印押印による登録抹消届出書の提出が必要」として、本会からの登録抹消申請が却下された。

本件に関しては、本会と日行連とで規定の解釈に相違が見られることから、その原因の分析と解明を試みてみたいと思う。

1. 会費滞納者に対する、本会、綱紀委員会、理事会における処理手順パターン

		項目	内容
1	会員	会費納入規定 (会則第 13 条)	総会で定めた額の入会金の納入義務 総会で定めた額の会費の納入義務 催告費用の負担義務
2	としての義務	会則の遵守規定 (会則第 46 条)	会則の遵守 品位の保持 誠実に業務遂行 実務の研鑽 信用失墜行為の禁止
3	務規定	会費の納入期限 (本会は前納制度)	前期分 36,000 円 4 月 30 日(滞納の発生 5 月 1 日) 後期分 36,000 円 10 月 31 日(滞納の発生 11 月 1 日)
4	経理部所管事項	会費滞納者に対する手続 通常の督促手続	(納入依頼書の再送付) 督促(書) 前期分 滞納後約 2 週間程度 後期分 滞納後約 2 週間程度
		会則上の催告手続  納入確認処理(事務局)	(納入催告書の送付) 催告(書) 滞納後 3 ヶ月程度で送付し、納付期限は 1 か月以内としている。(会則第 15 条 相当な期間 = 1 ヶ月として処理) 前期分 8 月 日送付、9 月 日を納期限 後期分 2 月 日送付、3 月 日を納期限
		会長からの開催要請	綱紀委員会の開催は 4 名以上の出席が必要。 但し、調査・確認作業は開催要件外となる。
5		業務継続の意思確認(1回目) <綱紀委員会>  委員会への出頭要請 委員による面接調査	会則第 15 条第 3 項 期限までに会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会を開催し業務継続の意思確認をする。  会費納入の意思確認(誓約書・理由書等) 廃業届提出の意思確認(届出用紙の交付)
6		業務継続の意思確認(2回目) (自動的な意思確認となる)	委員会開催後 3 ヶ月以内 全部入金・一部入金は業務継続意思あり。 入金無しは、業務継続の意思が無いとみなされる。

7	理事会の決議 (会則上、自動的に議決すべき事項)	会則第 15 条第 4 項 綱紀委員会開催後、3 ヶ月以内に会費の納入が無い場合は、業務継続の意思が無いとみなし廃業の勧告を行うものとする。
8	廃業勧告通知書の送付	処分規則第 4 条 理事会決議後 14 日以内に内容証明郵便 + 普通郵便の併用で行う。(または掲示板への掲示)
9	廃業届の提出	処分規則第 8 条 本会の規則上は、廃業勧告通知書の到達後、1 か月以内に廃業届の提出義務がある。
10	支払督促等の法的措置	滞納会費徴収処理委員会 本会の規則上、廃業届の提出期間徒過後、3 ヶ月以内に法的措置を実行する。
11	廃業勧告処分後 2 年経過	日行連に対して登録抹消の手続が可能となる。
	日行連会則第 46 条第 2 項	本会は・・・資格審査会の議決に基づいて登録を抹消することができる。 一 引き続き 2 年以上行政書士の業務を行わないとき 二 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき
	行政書士法第 7 条第 2 項	2 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消することができる。 一 引き続き二年以上行政書士の業務を行わないとき 二 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき

## 2. 業務継続の意思確認による区分

項目	形態分類	調査・審議・答申内容
網紀委員会開催	本人出頭による 業務継続意思確認	面接調査による確認を行う。 「継続意思有り」⇨ 会費納入の誓約書を提出させる。 「継続意思無し」⇨ 提出期限を付し、廃業届を手交する。
	本人不出頭による 業務継続意思確認	弁明書・疎明資料に基づく委員会審議を行う。 「弁明書・疎明資料の提出有り」⇨ 法令・会則・規則上その内容が有効か否かは別にして、提出＝業務継続の意思有りと認め、期限を付した会費納入の誓約書を提出させる。 「弁明書・疎明資料の提出無し」⇨ 弁明（意思表示）の機会の放棄であり、3か月後に意思なしとみなす。
	受取拒否又は 留置期間徒過	郵便局における留置期間満了時に到達したとみなしにて対応する。（処分規則第4条第2項）（最高裁 平成9(オ)685）
	所在不明の返戻	本会掲示板に14日間掲示し、期間満了時に到達したものとみなす。（処分規則第4条第3項） * 処分規則成立の時期（17.02.05）と会員への周知（規則の掲載、配布）時期が問題となるので、公示送達も視野に入れて対応する。
網紀委員会開催から3か月	会費納入（一部）有り	業務継続の意思ありと認める。
	会費納入無し	会則第15条第4項 業務継続の意思無しとみなす。（自動的にみなす規定を適用）  委員会開催日時+3ヶ月経過＝廃業勧告 委員会開催日時+3ヶ月+2年経過＝処理手順11を適用し、連合会に「登録抹消」の審査請求を行う。  * 連合会の登録事務処理要領では、所在不明の場合6ヶ月毎の調査・確認事務が発生する。（合計5回） * 但し、これは所在不明の場合であって、2年以上継続して業務を行っていない場合と同一とは限らない。

### 3. 登録抹消に関する規定

行政書士法	第7条第1項第二号	その業を廃止しようとする旨の届出（廃業届）があったとき・・・はその登録を抹消しなければならない。
	資格審査会 第7条第2項第一号	引き続き2年以上行政書士の業務を行わないとき・・・は、資格審査会の議決によって、その登録を抹消することができる。
日行連会則	資格審査会 第46条第2項	引き続き2年以上行政書士の業務を行わないとき・・・は、資格審査会の議決によって、その登録を抹消することができる。
	資格審査会 第54条～第58条	資格審査会の開催請求と招集（第54条～第58条） 請求できる者 = 本会（日行連会長） 召集権者 = 日行連会長 日行連会長、行政書士、総務省職員、学識経験者2名の5名で構成され、過半数の議決が必要となる。
会則	処分規則 第8条第4項	2年以上の期間に亘って催告するも・・・連合会に対して登録抹消の手続きができるものとする。

### 4. 「引き続き2年以上業務を行わないとき」と「業務継続の意思なしとみなす」の規定

文言	条文	内容
その業を廃止しようとする旨の届出	法第7条第1項第二号	登録の抹消をしなければならない。
引き続き2年以上業務を行わないとき	法第7条第2項第一号	登録を抹消することができる。
業務継続の意思なしとみなす	会則第15条第4項	廃業の勧告を行う。

## 条文上の規定

登録の抹消には、本人からの「廃業届」の提出が原則であるが、それ以外（本人が提出しない、本人が提出できない）の場合として「2年以上業務を行わない場合」と「心身の故障による場合」等を規定している。

また、「廃業届の提出」と「引き続き2年以上業務を行わないとき」の措置規定は条文上の号が分かれており、このことから、「引き続き2年以上業務を行わないとき」に該当した場合には、当然のこととして「廃業届の提出（本人からの意思表示）」は不要となる。

## 会則第15条第4項の持つ意味

各単位会の会則は、基本的には、連合会が示した会則準則案に沿って制定されてきている。「業務継続の意思なしとみなす」文言も、そもそも日行連の準則と指導に基づいて採用されている。

この準則に示された「業務継続の意思なしとみなす」文言の採用は、本人からの意思表示（廃業届の提出）が得られない場合を想定し、第一段階としての廃業勧告と、更にはその後の客観的な事実の集積から導き出される結果（引き続き2年以上行政書士の業務を行わないとき）を本会の責任において確認（議決）することに他ならない。

このことからすると、本会が業務継続の意思なしとして、登録抹消の申請（19.03.13 京行発第54号）を行い、日行連（日行連発第1483号）が「業務継続の意思が無いことの確認には、本人自署・職印押印による登録抹消届出書の提出が必要」として、本会からの登録抹消申請を却下することは、著しくその根拠を欠くことになる。

何故なら、廃業届け（登録抹消の届出）は本人からの任意の意思表示であり、その意思表示が得られないため代替の措置としての「業務継続の意思なしとみなす」規定であり、これの補強のために2年以上の期間について、書証を収集した結果における登録抹消の申請であるからである。

## 「業務継続の意思が無いこと」と「廃業届の提出」

「業務継続の意思が無いこと」＝「廃業届の提出」と一義的に理解するのではなく、「業務継続の意思が無いこと」又は「業務継続の意思が無いとみなすこと」＝「引き続き2年以上業務を行わないとき」として理解することが肝要である。

つまり、「引き続き2年以上業務を行わないとき」とは、廃業届けを提出しない会員について「業務継続の意思がないこと」又は「業務継続の意思が無いとみなすこと」＋「業務を行っている事実がないこと」を書証等によって、その2年間以上について確定することに他ならない。

5. 「引き続き2年以上業務を行わないとき」 = 意思確認 + 事実確認の集積

引き続き2年以上業務を行わない	(意思確認事項) 2年以上の期間に亘って 「業務継続の意思が無い」	1年目 会費納入依頼通知(4月、10月) 催告書による通知(5月、11月) 綱紀委員会による意思確認(10月、3月) 三か月後、意思なしとみなす(2月、7月) 1回目の廃業勧告(前年度分 8月~9月頃)
	(事実確認事項) 2年以上の期間に亘って 「業務を行っている事実が無い」	2年目 会費納入依頼通知 催告書による通知 綱紀委員会による意思確認 三か月後、意思なしとみなす 2回目の廃業勧告  登録された事務所宛に郵便物は届いているか (通知書・納入依頼書・催告書・内容証明等2年間分を書証として保存しておく。) 登録された所在地に事務所は存在するか (2年間に少なくとも3回の現地調査(起算日、廃業勧告2回の前後)をし、写真及び聞き込み等を併せた調査報告書の作成をしておく。)

6. 登録抹消の申請理由と日行連見解

長期間にわたる会費滞納者であるH会員に関して、本会が業務継続の意思なしとして、登録抹消の申請(19.03.13 京行発第54号)を行ったが、日行連(日行連発第1483号)は「業務継続の意思が無いことの確認には、本人自署・職印押印による登録抹消届出書の提出が必要」として、本会からの登録抹消申請が却下されたことは前述したとおりである。

日行連の「行政書士登録事務取扱規則」第24条によれば、行政書士は、法施行規則第12条第1項の規定により届出することとなったとき(下表)は、行政書士登録抹消届出書により、単位会を経由して本会に届出るものとするとしている。

登録抹消届出の事由	届出者	根拠
欠格事由 一 未成年者 二 成年被後見人、被保佐人 三 破産者で復権を得ないもの 四 禁錮以上の刑（2年未経過） 五 公務員で懲戒免職（2年未経過） 七 業務禁止処分（2年未経過）	本人	法第2条の2 法施行規則第12条
その業を廃止しようとするとき	本人	法施行規則第12条
死亡したとき	四親等以内の親族等	法施行規則第12条

## 7. 問題の所在と分析

### (1) 登録抹消届出書が必要な場合と不要な場合

本人等から行政書士登録抹消届出書が必要な場合は、この上表に記載された場合のみであって、それ以外の事由（取消処分、2年以上業務を行わないとき、心身の故障）による場合は、行政書士登録抹消届出書ではなく、資格審査会（法第18条の4）の審議を経るとするのが行政書士法（法第7条第2項）と日行連会則（第46条第2項）の規定である。

これを当該H会員に当てはめると、本会は登録抹消申請の理由を「業務継続の意思なし」ではなく「引き続き2年以上業務を行わないとき」に該当するとして、日行連に対して資格審査会の審議に付するように手段を講ずるのも一つの方法であったと考えられる。こうすることによって5.で述べたような手順と方法を用いて、「引き続き2年以上業務を行わないとき」とは、廃業届けを提出しない会員について「業務継続の意思がないこと」+「業務を行っている事実がないこと」を書証等によって、その2年間について確定することとなり、資格審査会の審議に付することが可能となる。

### (2) 所在不明会員に対する登録抹消基準の問題点

所在不明会員に対する登録抹消について、日行連は登録処理要領の「登録抹消の基準」において「行政書士の登録を受けた者が、当該業務を行わなくなった日以後、2年以上所在不明であり、かつ引き続き2年以上業務を行わない者」と規定しているが、法は「引き続き2年以上行政書士の業務を行わないとき（法第7条第2項第一号）」とだけ定めしており、2年以上の所在不明をその要件としていない。



この「所在不明」と「引き続き 2 年以上業務を行わないとき」とは、似て非なるものなので注意を要する。但し、日行連の登録処理要領では、法第 7 条第 2 項第一号を適用した処理基準に「所在不明」をも組み込んでいる。

しかし、この「所在不明」とは、簡単に言うと当該行政書士（人）の所在（現在の居所）に主眼を置いたものであり、「引き続き 2 年以上業務を行わないとき」とは、行政書士業務遂行上の物的拠点（事務所）とその執務態様に主眼を置いたものであるということが出来る。たとえそこに同一の結果が導き出されたとしても、その書証収集の過程では似て非なる場合もある。（人に主眼を置くと、除標、戸籍の附表等の人に対する追跡調査が主眼となり、行政書士業務を行わないときでは、事務所に対する調査が主眼となる等の違いが生じる。）

この日行連の「登録抹消の基準」は、行政書士法上の要件に比して運用上から厳格に解釈され、その基準の設定に問題を内包したまま今日に至っており、法解釈上での混同が見られるので早急なる是正措置が求められる。

#### （３）「行政書士業務を行わないとき」と事務所調査の意味

「行政書士登録事務処理要領」の登録抹消基準では、事務所調査と併せて居所の調査が含まれているが、法第 8 条では「その業務を行うための事務所を設けなければならない」とされていることから、「引き続き 2 年以上行政書士の業務を行わないとき」とは、当該会員の事務所の継続的な実地調査・書証の収集（2 年間）をもって足りると解すべきである。（詳細は以下の（５）項を参照のこと）

#### （４）「行政書士となるため」と「行政書士業務を行うため」の相違

法第 6 条では、行政書士となるためには、行政書士名簿に住所、氏名、生年月日、事務所の名称、事務所の所在地等の登録を受けなければならないとされており、住所も登録事項ではあるが、行政書士となつてからの業務遂行上の重大要素でないことは、法第 8 条において明示されている。

つまり、第 6 条は「行政書士となるため」の登録・入会の条件であり、第 8 条は入会以降の「行政書士業務を行うため」の条件であるということである。この条件のうち、第 7 条第 2 項第一号の登録抹消事由に該当するのは、法第 8 条に関する事項が主であるということになる。

## 8. 行政書士業務を行うための事務所と事務所における常駐定義

前述の各項において法第 8 条の重要性に触れたが、では何故法第 8 条が重要な意味を持つのかを以下に分析してみたい。

### 用語の定義

一般的に「常駐」とは、本社（本店）等から命を受け、支社（支店・出張所・駐在所）等において通常勤務し、業務を遂行する態様を意味する。

「常勤」とは、勤務日において、その勤務時間が当該事業所において定められている従業者等が勤務すべき時間数に達していることを意味するとされている。

これらは何れも雇用と就業形態の側面から意味をもつ用語であり、個人事業主として位置づけられている個人行政書士の場合には合致しない面があるが、行政書士法第 13 条の 14（社員の常駐）にこの用語が使用されているので、整合性をとるためと用語の意味を分かりやすくするために、本稿では個人行政書士の場合でも、敢えて「常駐」という用語を採用しながら、その語彙の持つ意味と分析を試みる。

#### 社員の常駐

行政書士法第 13 条の 14、弁護士法第 30 条の 16、司法書士法第 39 条、社会保険労務士法第 25 条の 16 などに常駐についての規定があります。

#### 建設業法

第 7 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

### 常駐性から見た法改正の趣旨

従前の行政書士法施行規則（旧第 3 条）では「事務所以外の場所での業務の禁止」規定があったが、その後、法第 1 条の 3 に「代理権」等が規定されたことにより、事務所以外での業務の禁止という「代書業務」から、事務所以外の場所での業務遂行権限（事務所以外での相談業務、申請手続の代理等）が明記されることとなった。

これによって、事務所以外の場所での業務禁止条項はなくなったが、その業務の活動主体たる場所は、従来どおり、登録された行政書士事務所であることに変わりなく、この施行規則の改正によって常駐性が否定されたわけでもない。

### 常駐性の根拠条文の解釈

#### <行政書士法第 8 条>

行政書士は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。

この場合の行政書士の業務とは、行政書士法第 1 条の 2, 1 条の 3 に規定された業務を指す。これに規定された業務が行政書士としての業務（その他、法定外業務なども含む）であり、これらを業として行うための場所の意が、即ち、行政書士業務を行うための事務所設置 = 業務遂行上の拠点ということになる。

（\* 出張などの場合を除き、業務を反復継続して行う場所と見ることができる程度の執務状態とその物的空間全体を指す。）

申請手続きの代理、申請取次、打合せ、相談業務、会務、研修等で事務所を空けて出張したり、病気治療などの場合を除いて、行政書士は事務所に常駐（常勤）する義務があることは「行政書士業務を行うための事務所設置」を規定するこの条文上から明らかである。また「業務を行うために・・・」ではなく「業務を行うための・・・」との、積極規定となっていることにも当然留意して解釈しなければならない。

税理士法（事務所の設置）

第 40 条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。）を除く。次項及び第三項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

社会保険労務士法（事務所）

第 18 条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

司法書士法（事務所）

第 20 条 司法書士は、法務省令で定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

< 行政書士法第 9 条 >

行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所・氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。

< 施行規則第 11 条 >

行政書士は、日行連の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

本条は、適正な業務遂行義務（行政書士法第 10 条）から見た、帳簿類や職印の恒常保管施設（業務遂行上の唯一の拠点としての証となる。）としての位置づけであり、また、知事の立入検査時（法第 13 条の 22）の対象となっている。逆に言えば、当該行政書士にとっては、拠点施設における適正な行政書士業務を遂行しているとの証拠物ともなりえる。

< 行政書士法第 10 条の 2 >

行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示しなければならない。

< 本会会則第 52 条 > 同様規定あり

行政書士法第 1 条の 2 には、他人の依頼を受け報酬を得て・・・ことを業とする。と規定されている。この「他人の依頼を受ける」と「報酬を得て」は、行政書士業務を取扱う上での前提となる必須条件である。

他人の依頼を受け、業務を行う場所としての事務所に、報酬額の掲示をすることは、行政書士法第 10 条（行政書士の責務）、第 11 条（依頼に応ずる義務）第 12 条（秘密を守る義務）と相まって、行政書士の業務遂行をこの条件に合致させる意味において、重要な要素となってくる。

< 行政書士法第 13 条 >

行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。

会則の目的欄（第 3 条、第 4 条）には、行政書士の品位保持、権利擁護、業務の改善進歩のために会員に対し、指導及び連絡することがその主たる目的として明記されている。この指導・連絡等を有効に機能させる（指導・連絡権の有効な行使）ための宛先が、即ち「行政書士業務を行うために設けた登録された事務所」宛ということになる。そして、その対象者が当該会員であり、ここで常駐性が問われないと仮定すると、権利や義務の行使に関して、不測の損害（期限の利益の喪失など）をもたらす結果ともなる。

行政書士会側からすると、会費の納入通知、催告の通知、総会の通知、研修の通知、処分等の通知等があり、いずれの場合にもその期限を付して通知を行っているケースが大部分である。

< 綱紀事案 >

日本行政 2007.1 月号 P42 行政書士業務を行うための事務所を設けていない。又、依頼人及び愛知県行政書士会との連絡手段を確保していないため、戒告処分とした例がある。

「非行政書士行為の温床排除」としての常駐性

二以上の事務所の禁止（法第 8 条の 2）、他人による業務取扱いの禁止（規則第 4 条）、名義貸等の禁止（連合会会則第 61 条、本会会則第 47 条）補助者への指導・監督義務

(会則第 49 条)などが考えられる。

このような非行政書士行為の温床排除という面からも行政書士の「常駐」を捉えることが必要であり、行政書士法人の支店に、当該府県の社員たる行政書士を何故常駐させなければならないのかを考えれば、自ずと結論が導き出される。このことは、個人行政書士の場合であっても全く同様である。

<参考>

東京高裁 50.1.30 裁決取消請求事件

(弁護士が二以上の地域で執務した等の案件で、弁護士会が登録換えの進達を拒絶した事件)

「常駐」の定義について

～ 項の分析から、業務の態様から見た常駐の基本根拠条文は、行政書士法第 8 条となり、物・空間としての主たる執務場所として捉えた場合に、その業務態様を補強する条文が第 8 条の 2 以下の条文となることが分かる。(掲載以外にも補強条文は多数あるが割愛している。)

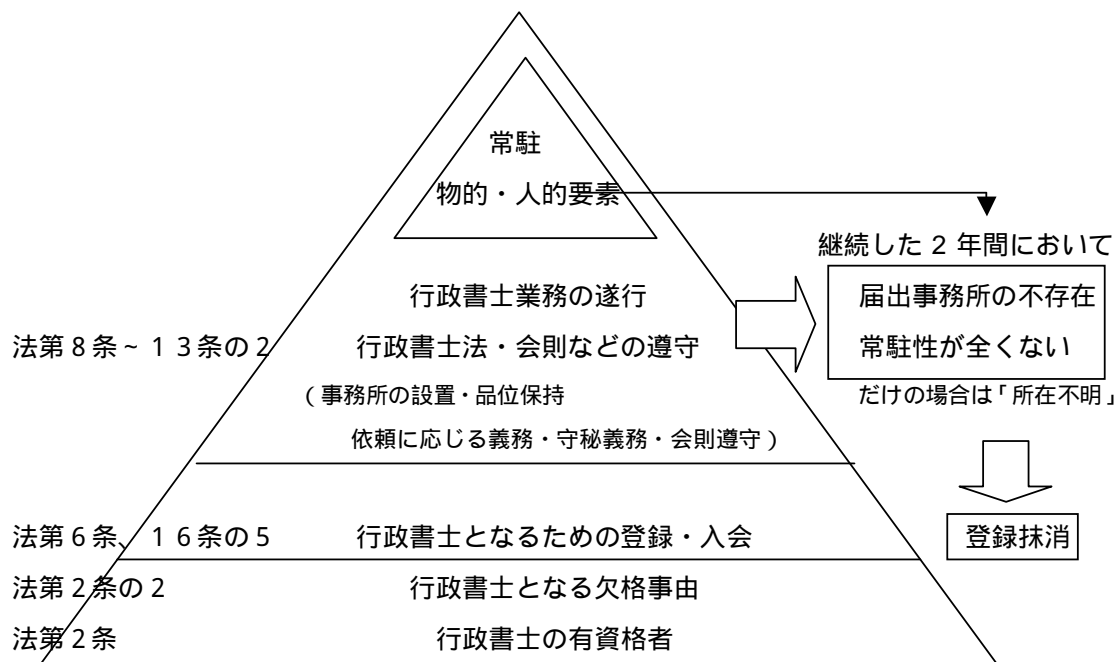
本稿にいう「行政書士の(事務所における)常駐」とは、前述したように、行政書士法人の社員を指すだけでなく、個人会員にあっては、法第 8 条の制定趣旨から当然の適用と考えることができるので、これらの分析結果を纏めると「個人行政書士の(事務所における)常駐」とは、以下のように記述することになる。

#### 常駐の定義

「出張など(病気・事故・会務・研修等も含む)の場合を除き、行政書士業務を反復継続して行う場所と見ることができる程度の執務状態を指し、依頼者への対応が充分にとれ、行政書士会からの連絡・通知が遅滞なく伝わり、使用人行政書士又は補助者等への指導・監督が充分に行える状態にあること。」と定義づけることとなる。

#### 9. 「業務を行っていないこと」と「事務所での常駐」との関係

以上のことから、登録抹消事由である「引き続き 2 年以上行政書士の業務を行わないとき」とは、「出張など(病気・事故・会務・研修等も含む)の場合を除き、行政書士業務を反復継続して行う場所と見ることができる程度の執務状態にはなく、依頼者への対応が充分にとれず、行政書士会からの連絡・通知が遅滞なく伝わらず、使用人行政書士又は補助者等への指導・監督が充分に行える状態ではない期間が、継続して 2 年間以上続いた状態にあること。」と位置づけることができる。



## 10. まとめ

登録抹消事由に該当する「引き続き2年以上業務を行わないとき」とは、廃業の勧告を受けたにも拘らず、廃業届けを提出しない会員について「業務継続の意思がないとみなす(廃業勧告)」+「業務を行っている事実がないこと(事務所の存否・常駐の有無)」を書証等によって、その2年間について確定することである。

本会は、上記の状態が2年以上の期間について継続していることを書証等によって確定し、日行連に対して登録抹消の申請をすることになる。